

平成	年	月分
氏名	1男 2女	1明 2大 3昭 4平

**入院元(入院した月に限り記載)**

- 一般病棟(自院以外の急性期病院からの転院)
- 一般病棟(自院の急性期病棟からの転棟)
- 他の病棟(急性期医療を担う保険医療機関の一般病棟以外)
- 介護老人保健施設
- 特別養護老人ホーム
- 有料老人ホーム等
- 自宅

**退院先(退院した月に限り記載)**

- 一般病棟(急性期病棟への転院・転棟)
- 他の病棟(急性期医療を担う保険医療機関の一般病棟以外)
- 介護老人保健施設
- 特別養護老人ホーム
- 有料老人ホーム等
- 自宅
- 死亡

## 【留意事項】

- 1 療養病棟に入院する患者については、別添6の別紙8の「医療区分・ADL区分に係る評価票 評価の手引き」を用いて毎日評価を行い、患者の状態像に応じて、該当する区分に「○」を記入すること。その際、該当する全ての項目に記載すること。また、頻度が定められていない項目については☆に「○」を記入すること。

2 当該判定結果については、療養に要する費用の請求の際に、併せて提出すること(診療所はこの限りでない)。ただし、電子レセプトの場合は、電子レセプトの中で記録すること。

## I 算定期間に限りがある区分

## Ⅱ 算定期間に限りがない区分

医療区分2

19	筋ジストロフィー症	<input type="checkbox"/>
20	多発性硬化症	<input type="checkbox"/>
21	筋萎縮性側索硬化症	<input type="checkbox"/>
22	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。))	<input type="checkbox"/>
23	その他の難病(スモン及び20~22までを除く。)	<input type="checkbox"/>
24	脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。)	<input type="checkbox"/>
25	慢性閉塞性肺疾患(ヒュー・ジョーンズの分類がV度の状態に該当する場合に限る。)	<input type="checkbox"/>
26	人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法を実施している状態	<input type="checkbox"/>
27	注2を参照	<input type="checkbox"/>
28	基本診療料の施設基準等の別表五の三の三の患者	<input type="checkbox"/>

**ANSWER** The answer is 1000.

廣東省公文詞典

### 医療区分3の該当有無

### 医療区分3・2いずれも0(医療区分1)

91 褥瘡に対する治療を実施している状態(31の場合を除く。)

The diagram consists of three horizontal rows of square boxes. The top row has 8 boxes, the middle row has 8 boxes, and the bottom row has 8 boxes. Vertical dashed lines are placed at the boundaries between the first 5 boxes and between the last 5 boxes, creating four segments of 5 boxes each. This visual representation likely corresponds to the concept of a 4x5 grid of numbers.

The diagram consists of two identical horizontal rows of ten empty square boxes. Each row is defined by a vertical dashed line on its left side. The boxes are arranged in a grid pattern, with five boxes in each column.

The diagram consists of two rows of rectangles. The top row has 7 rectangles grouped together by a solid vertical line on its right side. The bottom row has 7 rectangles grouped together by a solid vertical line on its right side. A dashed vertical line is positioned to the right of the last rectangle in the top row, separating it from the bottom row.

### III ADL区分評価

#### 【留意事項】

月初め(月の途中から入院又は転棟してきた場合には、入院又は転棟時)に、必ず各項目に評価点(0~6)を記入することとし、その後ADLが変化した場合は該当日に評価点を記入すること。なお、該当日以降に各区分のADLの変化がなければ記入しなくても良い。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
a ベッド上の可動性																															
b 移乗																															
c 食事																															
d トイレの使用																															
ADL得点(合計得点0~24)																															

患者の状態像評価
----------

#### 【留意事項】

月初め(月の途中から入院した場合には、入院時)に、必ずⅠ～Ⅲの評価結果に基づき、該当する区分に「○」を記入することとし、その後状態等が変化し、該当しなくなった場合には「×」を記入すること。なお、該当日以降に状態等の変化がなければ記入しなくても良い。

#### 1. 病院の場合

##### 医療区分の評価

##### ADL区分の評価

	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上	ADL区分3	ADL得点23~24	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
A	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上	ADL区分3	ADL得点23~24																																
B	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上	ADL区分2	ADL得点11~22																																
C	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上	ADL区分1	ADL得点0~10																																
D	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	ADL区分3	ADL得点23~24																																
E	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	ADL区分2	ADL得点11~22																																
F	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	ADL区分1	ADL得点0~10																																
G	医療区分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も0	ADL区分3	ADL得点23~24																																
H	医療区分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も0	ADL区分2	ADL得点11~22																																
I	医療区分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も0	ADL区分1	ADL得点0~10																																

※ 当該患者に係る疾患又は状態等、ADL区分評価については、該当する全てのものについて記入すること。

#### 2. 診療所の場合

##### 医療区分の評価

##### ADL区分の評価

	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上	ADL区分3~1	ADL得点0~24	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
A	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上	ADL区分3~1	ADL得点0~24																																
B	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	ADL区分3~2	ADL得点11~24																																
C			ADL区分1	ADL得点0~10																																
D	医療区分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も0	ADL区分3	ADL得点23~24																																
E			ADL区分2~1	ADL得点0~22																																

※ 当該患者に係る疾患又は状態等、ADL区分評価については、該当する全てのものについて記入すること。ただし、該当する疾患又は状態等について全て記入することが困難である場合にあっては、主となる疾患又は状態等の記入でも差し支えないこと。

主治医

(印)

#### 注1

ア 平成20年3月31において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等であって別表第五の二若しくは別表第五の三の患者

イ 「基本診療料の施設基準等」の別表第十二に掲げる神経難病等の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料1を算定する療養病棟に入院している患者(仮性球麻痺の患者以外の患者に限る。)

ウ 平成20年3月31において現に特殊疾患入院医療管理料を算定する病室に入院している患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等

エ 平成20年3月31において現に特殊疾患療養病棟入院料1を算定する病棟に入院している患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等

#### 注2

ア 平成20年3月31において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者等であって別表第五の二又は別表第五の三の患者以外の患者

イ 「基本診療料の施設基準等」の別表第十二に掲げる神経難病等の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する療養病棟に入院している患者(仮性球麻痺の患者以外の患者に限る。)(別表第五の二の患者は除く。)

ウ 平成20年3月31において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)等、重度の障害者(脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。)(別表第五の二の患者は除く。)

#### 注3

「92 身体抑制を実施している」は下記のいずれかの行為を一つでも行った場合に「○」を記入すること。

- ・四肢の抑制
- ・体幹部の抑制
- ・ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ・介護衣(つなぎ服)の着用
- ・車いすや椅子から立ち上がれないようにする(抑制のための腰ベルトや立ち上がれない椅子の使用)
- ・ミトンの着用(手指の機能抑制)
- ・自分の意志で開けることのできない居室等への隔離